

(仮称) 清瀬市個人情報保護法施行条例(骨子案)
に対して提出された意見等の概要及び意見に対する市の考え方

令和4年10月15日から11月4日までの間、(仮称) 清瀬市個人情報保護法施行条例(骨子案)に対する意見募集を行った結果、5人の方から5件の意見が提出されました。

そこで、これらの意見を項目ごとに整理したうえで、意見に対する市の考え方を取りまとめましたので、清瀬市パブリックコメント実施要綱第8条及び第9条の規定により次のとおり公表します。

1 パブリックコメントの概要について

- | | |
|-------------|--|
| (1) 意見の募集期間 | 令和4年10月15日(土)から令和4年11月4日(金)まで |
| (2) 資料の閲覧場所 | 市ホームページ、各地域市民センター、中央・駅前図書館、生涯学習センター、男女共同参画センター、児童センター、行政資料コーナー(市役所本庁舎1階)、清瀬けやきホール、コミュニティプラザひまわり、総務課文書法制係 |
| (3) 提出方法 | 総務課文書法制係窓口、郵送、電子メール、市ホームページ専用フォーム、ファクス |
| (4) 意見応募者数 | 5人 |
| (5) 意見件数 | 5件 |

2 意見等の概要及び意見に対する市の考え方

No.	ご意見
意見 1	<p>情報と専門的知識が少ない一般市民が意見をあげるには、骨子案文書はあまりにも簡易である。コメントを募集するにあたっては、改正案の新旧比較表など、理解を深めるための資料の作成、添付を惜しまないでいただきたい。市役所の移転、コロナへの対応、市長の死去、交代など、近年職員の方々に大変な負担がかかっていることは容易に想像できる。職員が本来の職務に創意工夫と余裕をもって充分に取り組めるような環境を用意することが、市民への真のサービスにつながり、清瀬市自体の魅力となって反映されるのではないだろうか。</p> <p>骨子案には、審議会の機能の担保、情報を守るチェック体制の強化をもっともらいたい。国が都合よく法を解釈、流用し、個人の権利や尊厳などを平気で踏みにじってきた事例は、近年枚挙にいとまがない。個人を守る最後の砦として、市が頑張って機能してもらいたい。</p>

意見 1 に対する市の考え方	<p>「審議会の機能の担保」について、個人情報の保護に関する法律第 129 条の規定に「条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。」とあるように、今後とも重要事項等については、引き続き清瀬市情報公開・個人情報保護審議会に諮問していくことを想定しています。</p> <p>「情報を守るチェック体制の強化」について、同法第 66 条（安全管理措置）の規定と重複するため、骨子案には盛り込んでいませんが、同法第 66 条の規定に「保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」とあるように、現行のチェック体制の水準以上となるよう、引き続き個人情報の保護等に努めてまいります。</p>
----------------	---

No.	ご意見
意見 2	<p>パブリックコメントの実施を評価致します。しかしながら、個人情報保護条例の改正が市民に周知されていないことが残念です。もう少し前からの取り組みが必要であったと思います。十分に理解されないままで意見を反映することは難しいと思われます。「骨子案」については、市民への説明会を設けることを要望いたします。</p> <p>改めて、以下の事項を提案いたします。</p> <p>①改正後の条例の名称は「法施行条例」ではなく、従来の「個人情報保護条例」を踏襲すること。</p> <p>②「審議会」で有識者・住民により行政をチェックする意義を確認し、「審議会」の役割を条例に規定して、今後も十分機能するようにすること。</p> <p>③現行条例の個人情報保護の水準を低下させない内容とすること。</p> <p>④目的外利用や外部提供が担当部署だけの判断で行われないよう、「個人情報保護担当部署への報告」を義務付け、「審議会」に報告して客観性が反映される仕組みにするとともに、個人情報ファイル簿への記載等による「住民への可視化」を条例に規定すること。</p>
意見 3	<p>1. 改正後の条例の名称は「法施行条例」ではなく、従来の「個人情報保護条例」の方が、市民には法の趣旨が理解されやすい</p> <p>2. 「審議会」の役割は従前と同じレベルを有すること。また、有識者・住民による行政をチェックする意義を今後も十分機能するようにすること。</p> <p>3. 現行条例の個人情報保護の水準を低下させない内容とすること。</p> <p>4. 目的外利用や外部提供が担当部署だけの判断で行われないよう、「審議会」に報告して客観性が反映される仕組みにすること。また、個人情報ファイル簿への記載等による「住民への可視化」を条例に規定すること。</p>
意見 4	<p>1. 改正後の条例の名称を従来（現行）の「清瀬市個人情報保護条例」として踏襲すること。</p> <p>2. 「審議会」で有識者・市民による行政チェックの意義を確認し、審議会の役割を条例に規定し、今後も十分機能すべく確認すること。</p> <p>3. 現行条例の個人情報保護の水準を維持し、低下させない内容とすること。</p>

<p>4. 目的外利用や外部提供が担当部署限りでの判断で行われることのないよう、「個人情報保護担当部署への報告」を義務づけ、「審議会」に報告して客観性が反映される仕組みにすると共に、個人情報ファイル簿への記載等による「住民への可視化（情報提供）」を条例に規定すること。 以上の私見が施行条例の審議に当たって十分考慮されるよう希望します。</p>
--

<p>意見 2～4 に対する 市の考え方</p>	<p>新条例の名称については、条例の内容が率直に想定できる名称を題名とすることが最良と考えています。清瀬市情報公開・個人情報保護審議会において、ご検討いただき、この点を考慮し「清瀬市個人情報保護法施行条例」とすることで答申をいただいています。</p> <p>同審議会の役割については、新条例に規定し、個人情報保護の水準が低下することがないよう、重要事項等については、今後においても引き続き審議会に諮問していくことを想定しています。</p> <p>なお、個人情報ファイル簿については、今後整備してまいります。個人情報の保護に関する法律の規定と重複するため、新条例には規定していません。</p>
------------------------------	---

No.	ご意見
意見 5	<p>清瀬市における個人情報保護法施行条例（骨子案）を読みました。こまかなことはわからない素人ですが、何よりも個人情報保護法は弱者の味方でないといけないと考えます。大手企業を利することや、力やお金のある人間に対して有利に働くものであってはなりません。今回の個人情報保護法施行条例によって、DVなどで避難してきた人々が不利になることがないのかが気になりますが、骨子案を読んでも内容がわかりません。もっと一般市民がわかることばで書き、再度パブリックコメントを設定していただきたいと思います。</p>

<p>意見 5 に対する市の考え方</p>	<p>今回制定する「清瀬市個人情報保護法施行条例」は、市における現行の個人情報保護制度の質が低下しないよう、個人情報の保護に関する法律の執行を補うものです。</p> <p>ご指摘のような内容も含めて、今後条例の制定について市民等に周知していく際においても、十分にご理解いただけるよう努めてまいります。</p>
-----------------------	--